

## ○学校図書館活動支援貸出取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、県内高等学校及び特別支援学校の図書館活動の充実を図るために行う支援貸出の取り扱いについて定める。

(貸出冊数及び期間)

第2条 貸出冊数は1,000冊を限度とする。ただし、県立図書館長（以下「館長」という。）が必要と認めた場合はこの限りではない。

2 貸出期間は1年とする。

(貸出手続き)

第3条 貸出を受けようとする学校は、「貸出申込書」（第1号様式）を館長に提出して貸出申請を行う。

2 館長は貸出申請を適当と認めたときは、申請のあった学校に対し承諾書（第2号式）により通知する。

3 貸出承諾を得た学校は、県立図書館に来館のうえ必要冊数を選定する。

4 学校は、借用時に交付を受けた貸出一覧に基づいて「借用書」（第3号様式）を館長に提出する。

(返納手続き及び紛失報告)

第4条 学校は、利用の終了した図書の返納に際して「返納報告書」（第4号様式）を館長に提出する。

2 学校は、借用図書を紛失したときは「図書紛失報告書」（第5号様式）により、速やかに館長に報告しなければならない。

(費用負担)

第5条 実施に要する費用は、学校負担とする。

附 則

この要綱は、平成19年4月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。